

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項及び京都大学研究者情報整備委員会規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項 (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事 (非常勤の理事を除く。) (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長 (第2号に掲げる者を除く。) (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長 (10) 高等研究院長 (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (12) 総長が指名する事務本部の部長</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、<u>総合研究推進本部長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10)</p> <p>(11) } (同 左)</p> <p>(12)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年12月総長裁定) この要項は、令和7年1月1日から実施する。</p>
<p>京都大学研究者情報整備委員会規程 (平成30年5月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p>	<p>(構成)</p>

<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 情報基盤担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究担当の理事</p> <p>(3) 部局長 若干名</p> <p><u>(4)</u> 情報環境機構長</p> <p><u>(5)</u> 図書館機構長</p> <p><u>(6)</u> 人事部長</p> <p><u>(7)</u> 情報部長</p> <p><u>(8)</u> 研究推進部長</p> <p><u>(9)</u> 附属図書館事務部長</p> <p><u>(10)</u> その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号及び<u>第10号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び<u>第10号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から<u>第5号</u>まで及び<u>第10号</u>の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p><u>(4) 総合研究推進本部長</u></p> <p><u>(5)</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8)</u> (同 左)</p> <p><u>(9)</u></p> <p><u>(10)</u></p> <p><u>(11)</u></p> <p>2 前項第3号及び<u>第11号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び<u>第11号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から<u>第6号</u>まで及び<u>第11号</u>の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年12月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和7年1月1日から実施する。</p>
--	--